



千口小屋・第2弾

平成18年4月に日高町から無償譲渡を受けたチロロ小屋。11年経過し老朽化に伴う返却について、日高町との話し合いが最終的につき、当会から日高町へ無償譲渡という形で整理することになった。それに伴う書類作成を日高町が行い、2月13日に日高町より書類が郵送されてきた。

◇平成29年11月(電話による回答)

・今期中の譲渡に承諾(年度終了の3月迄)
・再譲渡に関わる関係書類は日高町が担当

◇平成30年2月13日付

・日高町より建物無償譲渡契約等の書類到着。

《今後の予定》

◇3月2日 小屋内部の分別整理(10名)

◇3月13日 小屋廃棄物・備品等搬出(日高町担当者立ち会いと鍵の引き渡し) 手伝い募集中

※3/13以降チロロ小屋立ち入りは不可となる

★チロロ小屋整理に伴い、小屋の会備品を会員に売却します(売却費は雑収入扱い。地方発送は行わない。引き取りは、事務局を通して行う)

① 脚立 500円

② アルミスコップ 100円

③ スチールスコップ 100円

- ④ レーキ(熊手) 100円
- ⑤ フォーク 100円
- ⑥ 一輪車 500円
- ⑦ 焼き肉用鉄板&五徳 100円
- ⑧ ガソリン用携行缶5L 100円
- ⑨ ガソリン用携行缶10L 100円
- ⑩ 灯油(約20L) 800円
- ⑪ 草刈り機(混合油仕様 25:1 ※テグス仕様の部品欠落) 1000円

※売却は、3月4日の例会で決定します。
尚、2名以上の希望者がある場合は抽選とします。

《月例山行》◆ニセコスキーツアー

二つ玉に近い低気圧が通過する厳しい天候となったニセコスキーツアー。初日のイワオヌプリは



吹雪のため早めの中止。宿泊の山小屋に戻り小屋周りの除雪を行う。新入会の青砥由樹さん(アオトユウキ33)の歓迎会が催されたらしい? 大雪の小屋の除雪もあり夜の宴も早々に就寝。翌日、天候調査のため出発時間を遅らせ、ニトヌプリから旧チセスキー場

跡にコース変更。旧リフト終点まで登高し、強風の中、滑走を楽しんだ。(詳細は3月例会にて)

《例会予定》アイビープラザ・6時半開始

◆3月4日(日)

※3/13チロロ小屋最終搬出(手伝い募集中)

4/5 白樺山(スキー&スノーシュー日帰り)

4/28~30 春山合宿(群別岳・奥徳富岳)

※山岳遭難保険(4/1より有効受付最終)

《事業予定》

◆3月4日多峰古峰山&646mスノーシュー

ツアー 担当:新井素、新井孝

※参加者募集中 2/28まで

《お知らせ》

アイビープラザ主催「ひなまつり展」

開催期間 2月24日~3月4日迄

会員から提供された山行写真、風景写真、風景

絵画、植物細密画、短歌など約50点を展示予定。

多くの会員が写っています。是非見に来て下さい。

《総会のご案内》

平成30年度の苦小牧山岳会の総会を案内いたします。ふるってご参加下さい。

日時 平成30年4月1日(日)

午後5時~(受付4時半~)

会場 文化交流センター(アイビープラザ)

懇親会 「中善」(午後6時~)

会費 4000円(飲み放題)

※切 総会&懇親会出欠 3月20日(厳守)

未登記家屋譲渡申告書

平成 年 月 日

日高町長 様

申請者 住所 苫小牧市宮の森2丁目2番3号
氏名 林昇悟

◎下記の未登記家屋を譲渡したので申告します。

Table with columns for location, building details, transfer content, and parties. Includes fields for address, year built, type, construction, floor area, transfer reason, date, and names of transferor and transferee.

※譲渡する家屋が間に収まらない場合は別紙(様式は任意)を作成してください。
※売買または贈与契約書等の写しを添付してください。
※共有物件を譲渡する場合は、裏面に共有者全員の記名捺印をお願いします。

建物無償譲渡契約書

譲渡者 苫小牧山岳会 (以下、「甲」という。)と 譲受者 日高町 (以下、「乙」という。)は、本日、以下のとおり譲渡契約を締結した。

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

第2条 甲はその所有する下記記載の建物 (以下、「建物物件」という) を乙に譲渡し、乙はこれに受諾した。

記

(1) 建物
所在地 日高町字千栄109番地1
種類 住宅
構造 木造1階建
床面積 61.05坪

第3条 甲は乙に対し、平成30年3月31日までに建物物件を引渡すものとする。

第4条 建物物件のうち不動産に賦課される公租公課は、建物引渡しの日を基準として、引渡し日までの分を甲、引渡し日以降の分を乙の負担とする。

第5条 本契約に関し疑義の生じたとき、及び定めのない事項については、甲乙で協議の上定めるものとする。

以上のとおり契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、各自署名押印のうえ、その1通を保有する。

平成30年 3月 1日

譲渡者 (甲) 住所 苫小牧市宮の森2丁目2番3号

氏名 苫小牧山岳会 会長 林昇悟

譲受者 (乙) 住所 沙流郡日高町門別本町210番地1

氏名 日高町長 三輪